

教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係る アドバイザー業務 仕様書

1 業務名称

教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係るアドバイザー業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的・趣旨

「まなウェルみやぎ」は、教育・保健福祉分野の様々な課題に対応し、県民サービスの向上を図るため、総合教育センター、美田園高等学校、子ども総合センター、中央児童相談所及びリハビリテーション支援センターを1か所に整備した教育・福祉複合施設として、PFI方式により平成25年4月から供用を開始し、令和9年3月31日に契約終了を迎える予定である。

本業務は、現PFI事業終了後も民間事業者のノウハウ等を活用して本県の財政負担の軽減やサービス水準の向上を図るため、当該施設の維持管理業務（設備維持管理・警備・清掃等）について、包括的民間委託として令和9年度から5年間の契約を締結するに当たり、業務委託候補者の公募・選定に係る必要な手続き及び契約締結に必要な作業の支援を受けることを目的に実施するものである。

4 業務内容

（1）公募関係資料の作成

民間事業者の募集開始に必要な次の作業を行う。

作業の実施にあたっては、本業務の目的・趣旨や、「まなウェルみやぎ」の概要・課題を十分に踏まえ、民間事業者の創意工夫を最大限に引き出せる内容とするとともに、参入意欲を高めるための事業条件の工夫を行うこと。

また、成果物については、法令や財務、施設管理の観点からリスクや不備がないか検証すること。要求水準書（案）については、現契約の要求水準書における維持管理業務部分を基本とし、発注者の要望を反映して作成すること。

【業務作業内容】

ア 予定価格（案）の算定

イ 各種公募関係資料（案）の内容調製、取りまとめ及び作成

対象となる資料は以下のとおりとする。

- ・募集要項（案）
- ・要求水準書（案）
- ・事業者選定基準（案）
- ・様式集及び記載要領（案）
- ・維持管理包括委託事業契約書（案）

(2) 事業者選定支援

民間事業者の募集・選定に際して必要となる次の作業を行う。

【業務作業内容】

- ・募集要項（案）等に対する質問回答案の作成
- ・施設見学会の開催支援
- ・提案書の整理（概要書の作成含む）及び審査資料の作成
- ・事業者選定委員会の設置及び運営支援
- ※審査会への出席、議事録の作成、議題の提案、資料作成等を含む。
- ・選定結果公表資料案の作成及び VFM の再検証

(3) 契約書等締結支援

選定事業者との契約締結に際して必要となる次の作業を行う。

【業務作業内容】

- ・事業契約に係る選定事業者との交渉等
- ・契約関係書類の作成支援
- 作成に当たっては、弁護士によるリーガルチェックを行うこと。
- ・上記以外に必要な契約等がある場合には、発注者と協議の上実施すること。
- ・事業契約締結後の公表文書の作成

(4) 業務打合せ

本業務の実施に当たっては、発注者と綿密に打合せ及び連絡調整を行うこと。また、短期間での業務発注となることから、円滑に意思疎通が図れるよう、発注者からの連絡調整に速やかに対応できる体制を整えること。

5 成果品

次の成果品を電子データで提出すること。作成した図表やグラフ等は、発注者にて加工可能な形式で提出すること。

なお、成果品の内容等に不備があった場合は、速やかに無償で対応すること。

(1) 業務委託期間中に提出するもの

- ・公募関係書類 一式
- ・契約締結関係書類 一式

(2) 業務完了時に提出するもの

- ・業務完了報告書 一部
- ・業務に要した資料（打合せ議事録を含む） 一式
- ・収集資料及び発注者が指示するもの 一式

6 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、発注者との連絡調整を十分に行うとともに、情報及び資料の収集に努めること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は作業工程において疑義が発生した場合は、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 本業務における成果品の著作権及び版權は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、公表、貸与及び使用してはならない。ただし、成果品の一部分に第三者の著作物、又は本契約の締結以前から受注者が有していた著作物が含まれる場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た事項については、いかなる理由があっても、発注者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。また、公共業務の受注者としての職業倫理に則り、常に公正、公平及び中立を心がけること。
- (5) 本業務の受注者（再委託者を含む）は、本業務の民間事業者の選定に参加しようとする参加企業、参加企業グループの構成員、又は協力会社となることはできない。また、本業務の受注者と資本、人事面等において、関連を有すると認められるものについても同様とする。